

れいほく事務だより

嶺北地域学校事務支援室
平成29年度 No.1

6月

嶺北地域では、平成21年度から4つの教育委員会が協定書を結び、嶺北中学校が拠点校となり、「学校事務の共同実施」を行っています。
この「れいほく事務だより」は、大豊町・本山町・土佐町・大川村で情報共有をしながら先生方に知っていただきたい情報を発信していきたいと思います。

学校事務の共同実施の取組の紹介

Pick Up!

嶺北地域全体で

- ◆ 学校事務に関する企画・検討
次のような事務が学校で円滑に進むために取り組んでいます。
 - ・ 給与や旅費に関する事務
 - ・ 児童生徒に関する事務
 - ・ 服務に関する事務 など
- ◆ 嶺北事務取扱マニュアルの充実
教育委員会と学校に1冊ずつ保管して事務に関する取扱や記載例等を掲載しています。
- ◆ 実務研修の実施
事務職員の職業能力向上のため「服務」「給与」「文書」等、実務を中心とした研修を実施しています。
- ◆ 事務計画の活用や「学校事務に関する校内研修」の実施
教育活動が円滑に行われることを目的に取り組んでいます。

各町村で

- ◆ 相互確認
給与や服務の書類等の相互確認をして実務レベルを高めています。
- ◆ 新規採用者・若年事務職員への訪問支援

➤ 忘れていませんか？

👤 注目!

○ 共済組合員証（保険証）の手続き

卒業、就職等で被扶養者の認定に係る要件が変更になった場合、取り消しや認定種別切り替えなどの手続きが必要です。

- ・ 就職（アルバイトやパートの所得オーバーも該当します。）
- ・ 扶養手当は出なくなったが、引き続き扶養する場合
- ・ 転居した場合

○ 諸手当の届出の手続き

【扶養手当】

支給要件の収入などが130万円を超えてませんか。
※月額108,333円を超える収入がある場合注意！
アルバイト収入も該当します。

【通勤手当】

ETCの利用者は、通行料金の変更や車種の変更がありませんか。

【住居手当】

家賃額が改定になっていませんか。 など

月に1回程度、嶺北中学校で9人の事務職員が勤務しています。

（事務職員が不在になりますが、
よろしくお願いします。）



裏面もあります。（介護休暇について）

介護休暇制度が改正されました！

れいほく事務だより
6月

改正のポイント！

- ◆介護休暇の取得期間 期間を3回指定でき、その期間を通算して6月まで（現行：継続する6月）
- ◆介護時間休暇が新設されました。



新設されました！

	介護休暇	介護時間 NEW
の 要 範 介 囲 護 者	◆配偶者 ◆2親等以内の血族及び姻族 ◆届出をしないが事実上婚姻関係にある者の父母及び子 ◆配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係にある者を含む。）の父母の配偶者	
の 要 状 介 態 護 者	◆負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある場合 ◆老齢とは、具体定年年齢を想定するものだけでなく、老齢により歩行等の移動、排泄、衣服の着脱、入浴、食事等に関し、介護を必要とする状態をいう。（介護保険制度の要介護認定を受ける必要はありません。）	
期 間	改正！ 介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内 ※介護がいったん終息した後、病気が再発した場合は、同一の要介護者についても再度介護休暇が認められる。	連続する3年の期間
取 得 単 位	1日又は1時間 ※1時間を単位とする場合は、始業時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内	1日につき2時間を超えない範囲内
	併用した取得はできない。 ※ただし、2人以上の要介護者について、それぞれ介護休暇及び介護時間が承認された場合のみ、時間単位の介護休暇を介護時間と合わせて4時間までとなるように調整すること。	
給 与 の 取 扱 い	◆給料及び給料の調整額については、減額 ◆退職手当算定の期間については、除算なし ◆期末手当 減額なし（基準日に介護休暇を取得していても同様） ◆勤勉手当 減額なし（基準日に介護休暇を取得していても同様。ただし、期間率は除算あり） ◆諸手当 通勤手当については、月の全日数を勤務しない場合は支給なし	
手 続 き	◆休暇簿（介護休暇用）により所属長の確認後、市町村教育委員会に承認申請 ※医師の診断書添付（病気、疾病の場合） ◆初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について原則一括して請求すること。 【指定期間の指定】 ◆一の継続する状態ごとに3回まで ◆予め3回の指定期間を決める必要はないこと。 ◆指定期間の延長1回に限り可能 ◆指定期間の短縮は、複数回可能	◆休暇簿（介護時間用）により所属長の確認後、市町村教育委員会に請求 ◆できる限り多くの期間を一括で請求すること。

特別休暇 の 「短期の介護」 もあります！

一の年（1月～12月）につき5日（要介護者が2人以上の場合は10日）

